

**大淀川水系大淀川
水環境改善緊急行動計画
(清流ルネッサンスⅡ)
地域協議会**

説明資料

令和8年2月
宮崎河川国道事務所

目次

1. 行動計画の経緯	2
2. 行動計画の達成度評価	9
3. 行動計画の変更	27

1. 行動計画の経緯

1. 行動計画の経緯

大淀川水系大淀川水環境改善緊急行動計画(大淀川清流ルネッサンスⅡ)

平成3年に大淀川のBOD水質ランキングが九州管内一級河川のワースト1位になったことから、「大淀川水系大淀川水環境改善緊急行動計画(大淀川清流ルネッサンスⅡ)」は現況基準年度を平成12年度、計画目標年度を平成22年度とし平成16年6月に策定された。

平成20年度から平成24年度において中間評価、最終評価及び行動計画改定の議論がなされ、行動計画が見直され、平成27年度まで継続することとされた(平成25年3月改定)。

行動計画により水質が徐々に改善されてきたが、目標未達成の地点、項目がみられることから、さらなる水質改善が必要であったため、平成30年3月の地域協議会では行動計画を延伸し、平成30年度(平成31年2月)には施策内容の見直し、目標年度を令和5年度とする行動計画へと改定した。

改定された行動計画をもとに、平成31年度(令和元年度)から、目標年度の令和5年度に向けて、取り組み及びモニタリングを継続し、毎年の作業部会にて行動計画の進捗状況の点検・評価を実施してきた。

令和6年度は、最終計画目標年度である令和5年度までの水質や各施策の進捗等、現行行動計画の「達成度評価」を行った結果、次年度以降も継続していくことが地域協議会にて決定した。

令和7年度は、社会情勢等の変化を踏まえ、再び施策内容を見直し、行動計画を改定する。

1. 行動計画の経緯

大淀川水系大淀川水環境改善緊急行動計画(行動計画)に関わる事業は、大淀川清流ルネッサンスⅡ協議会(組織体)が実施し、「地域協議会」を開催する。

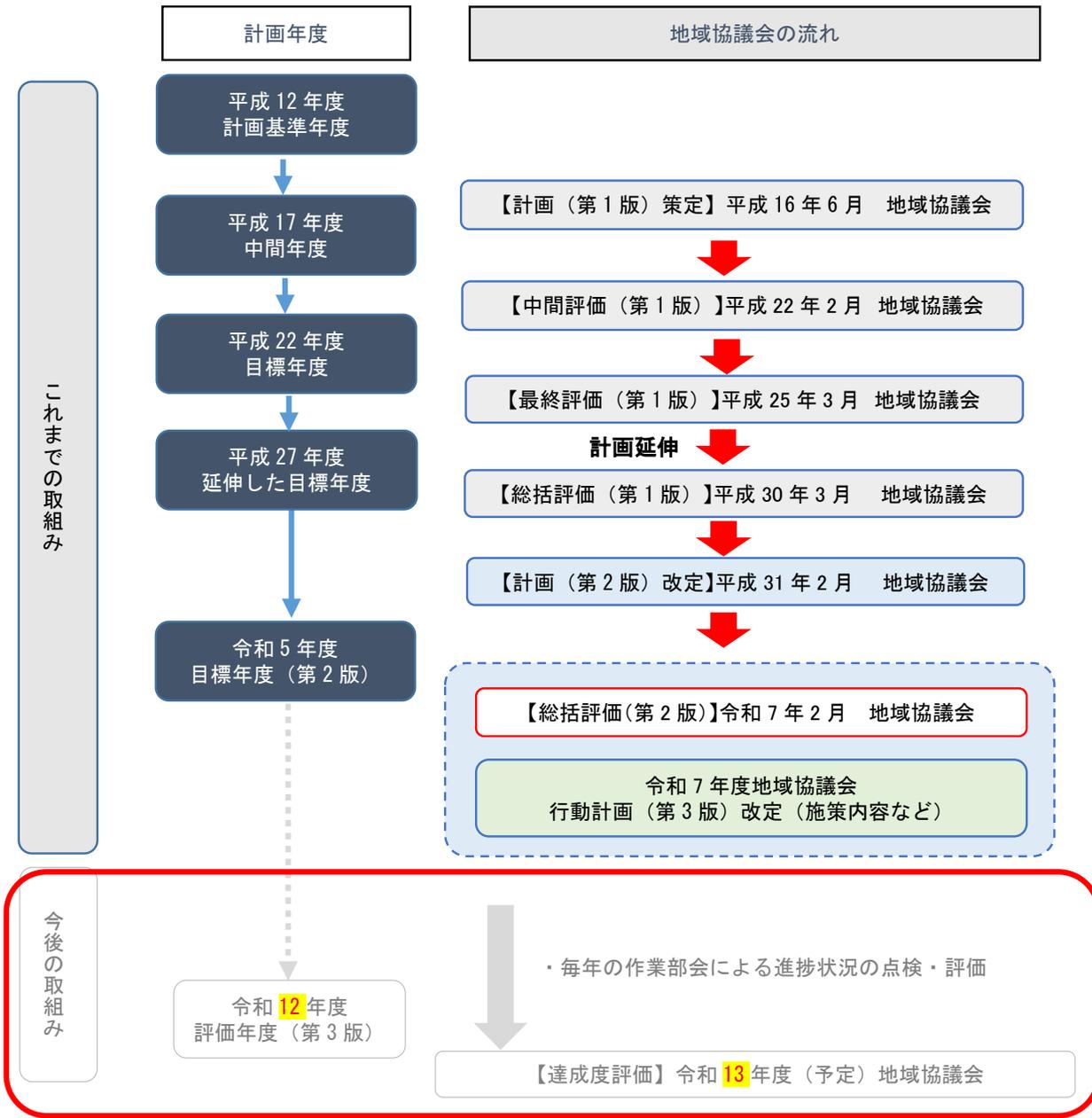


図 行動計画策定の経緯

1. 行動計画の経緯

平成31年(令和元年)行動計画の進め方

①取組施策の重点化

流域の水質・負荷特性を踏まえ、水質改善に効果的な取組み施策およびエリアを行動計画に定め、今後重点的に実施していく。

②住民協働、啓発、広報の促進

住民団体等からの問い合わせ・相談窓口を各行政機関に設置し、住民団体等の取組み支援や行政機関が自ら活動を行うときの連携を強化する。

③フォローアップの効率化・強化

平成30年度までは、水質調査や施策の実施主体が、水質調査結果及び施策の進捗状況について、大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会(大防協)に直接報告してきた。

平成31年(令和元年度)以降、大淀川清流ルネッサンスⅡ協議会において毎年作業部会を実施し、施策の進捗状況を点検・評価することとなった。

作業部会では、学識者、住民団体の参画を加える。進捗状況と結果評価は大防協に報告する。なお、報告頻度を毎年とし、フォローアップ体制を強化する。

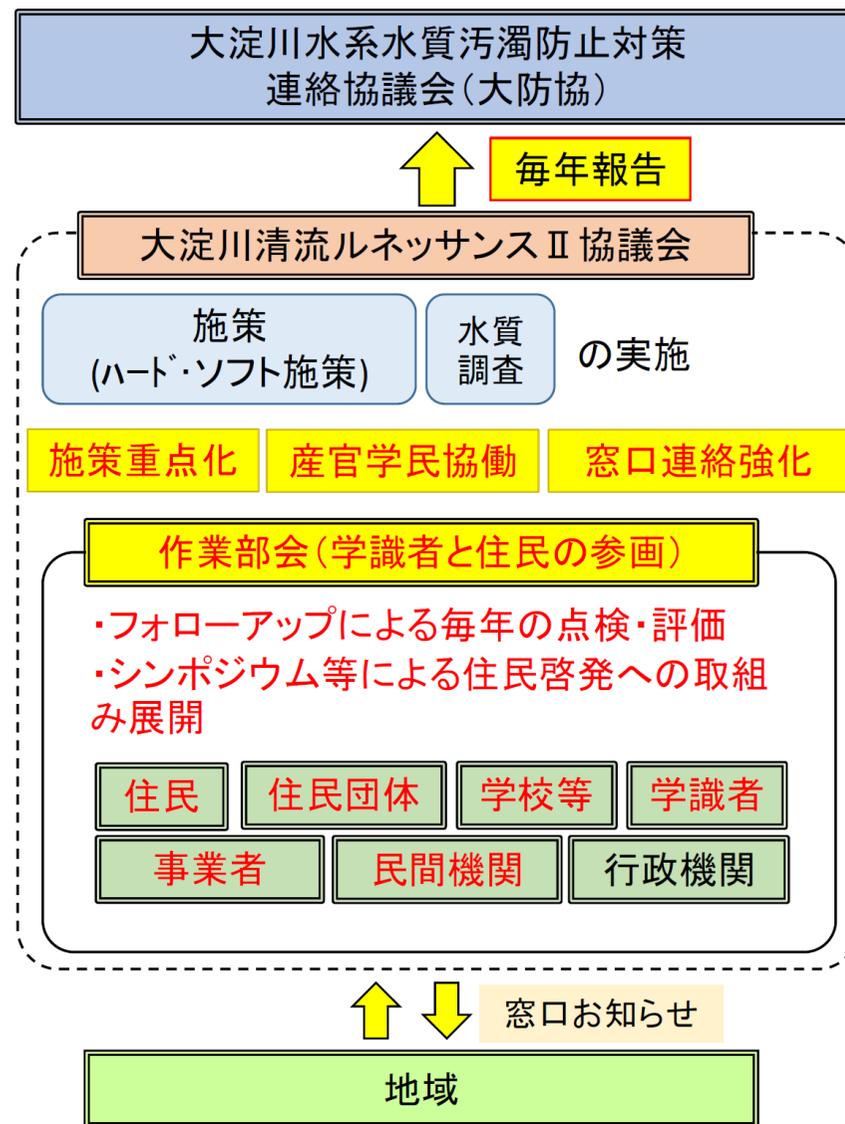


図 平成31年度(令和元年)からの進め方

1. 行動計画の経緯

R7.2地域協議会資料より

●行動計画の目標 ※大淀川水系大淀川水環境改善緊急行動計画書(平成31年2月)概要

(1) 計画目標年度 2023年度(令和5年度)とする

(2) 目標とする水環境のイメージ

- ①豊富な水資源を未来にわたって保全する。
- ②生態系サービスにつながる多様な自然環境を再生する。
- ③住民が安心して利用できる河川水質の実現を目指す。



(3) 目標水質

目標水質は水質評価地点(樋渡橋、乙房橋、志比田橋、岳下橋)において以下の目標値とする。

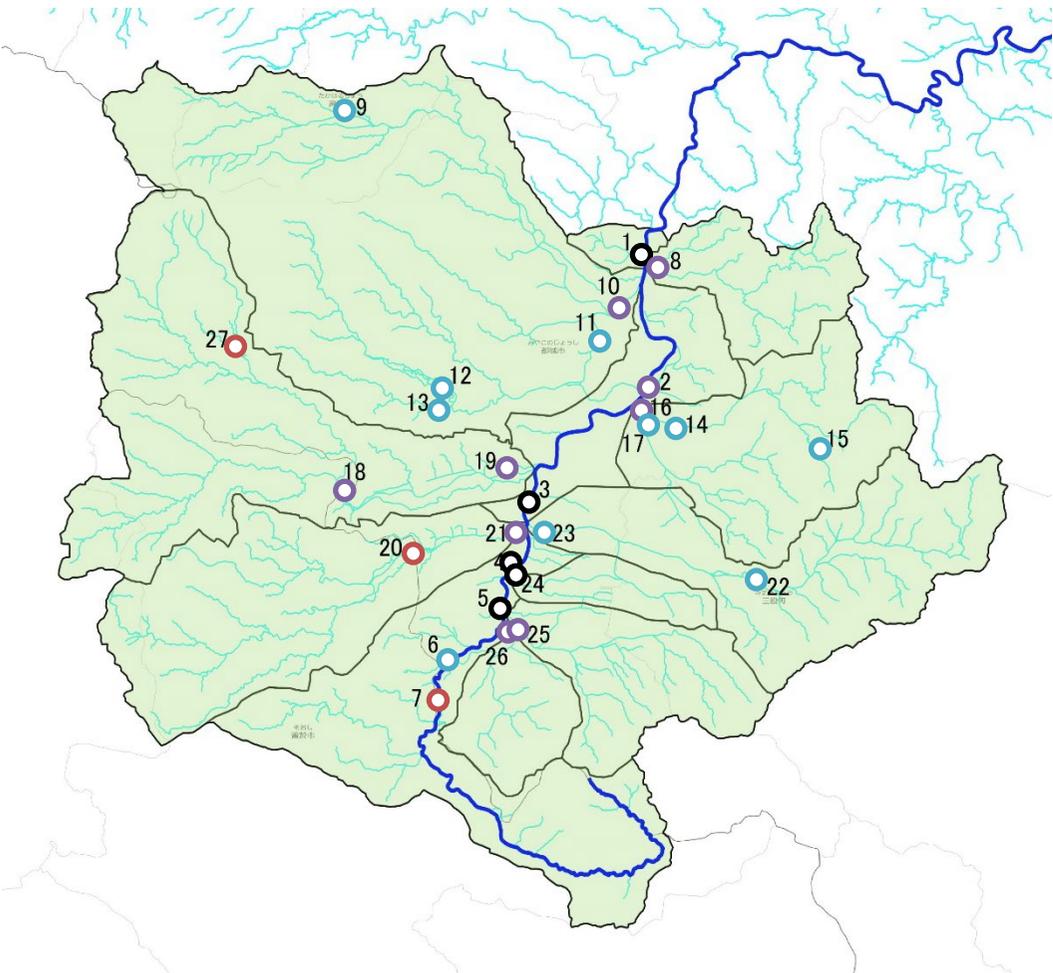
※数値は本行動計画で達成すべき目標値、()内の数値は目指すべき目標値
 ※糞便性大腸菌群数については、大腸菌数の基準値が発表されれば、その環境基準値を設定

水質項目		BOD (75%値) [mg/L]	全窒素 (75%値) [mg/L]	全リン (75%値) [mg/L]	糞便性大腸菌群数 (平均値) [個/100mL]
樋渡橋	達成すべき目標値	2	3	0.3	1000
	目指すべき目標値	(0.9)	(2.6)	(0.08)	(—)
乙房橋	達成すべき目標値	3	3	0.3	1000
	目指すべき目標値	(1.4)	(3.0)	(0.15)	(—)
志比田橋	達成すべき目標値	3	4	0.4	1000
	目指すべき目標値	(2.0)	(3.6)	(0.25)	(—)
岳下橋	達成すべき目標値	2	3	0.3	1000
	目指すべき目標値	(1.3)	(3.1)	(0.13)	(—)

1. 行動計画の経緯

●水質評価地点:4地点(採水地点、モニタリング報告地点)

R7.2地域協議会資料より



採水地点 凡例

- 国土交通省
- 鹿児島県、曾於市
- 宮崎県
- 都城市

No.	河川名	調査地点名	調査機関	環境基準指定類型	環境基準点の有無	評価地点	モニタリング報告地点(16地点)
1	本川	樋渡橋	国土交通省	A	環境基準点	○	○
2	本川	王子橋	都城市	B	補助地点		○
3	本川	乙房橋	国土交通省	B	補助地点	○	○
4	本川	志比田橋	国土交通省	B	環境基準点	○	○
5	本川	岳下橋	国土交通省	A	補助地点	○	○
6	本川	今迫橋	宮崎県	A	環境基準点		○
7	本川	新割田橋	曾於市、鹿児島県	A	環境基準点		○
8	有水川	有水川下流	都城市				○
9	高崎川	花堂橋	宮崎県	AA	環境基準点		
10	高崎川	鶴崎橋	都城市	A	環境基準点		○
11	高崎川	楠傘礼橋(丸谷川)	宮崎県	A	環境基準点		
12	高崎川	大古川橋(丸谷川)	宮崎県	AA	環境基準点		
13	高崎川	中霧島橋(渡司川)	宮崎県	AA	環境基準点		
14	東岳川	東岳橋	宮崎県	A	環境基準点		
15	東岳川	野々宇都橋	宮崎県	AA	環境基準点		
16	東岳川	下東岳橋	都城市				○
17	東岳川	桜木橋(花之木川)	宮崎県	A	環境基準点		
18	庄内川	下堤橋	都城市	AA	環境基準点		
19	庄内川	鶴之島橋	都城市	A	環境基準点		○
20	横市川	宝来橋	曾於市、鹿児島県	A	環境基準点		
21	横市川	源野橋	都城市		その他の地点		○
22	沖水川	梶山橋	宮崎県	AA	環境基準点		
23	沖水川	下沖水橋	宮崎県	A	環境基準点		○
24	年見川	宮丸橋	国土交通省	A	環境基準点		○
25	萩原川	木之前橋	都城市	A	環境基準点		○
26	梅北川	中樋通橋	都城市		その他の地点		○
27	溝之口川(庄内川)	中谷橋	鹿児島県	A	環境基準点		

1. 行動計画の経緯

R7.2地域協議会資料より

●モニタリング項目

以下の調査対象地点において、H31(R1)～R5年にかけてモニタリング調査を実施した

赤字: 評価地点

モニタリング項目	水質項目	報告対象地点		報告対象項目
①水質	BOD T-N T-P 糞便性大腸 菌群数 大腸菌数※	本 川	樋渡橋、王子橋、乙房橋、志比田橋、岳下橋、 今迫橋、新割田橋	各項目の観測値の経年変化
		支 川	有水橋下(有水川)、鶴崎橋(高崎橋)、下東岳川(東岳川)、鶯の島橋(庄内川)、源野橋(横市川)、下 沖水橋(沖水川)、宮丸橋(年見川)、木之前橋(萩 原川)、中樋通橋(梅北川)	
②流況	期別流量、 雨量	流量: 樋渡橋、乙房橋、岳下橋 (雨量: 樋渡橋、樺山、岳下橋)		年降水量、期別流量(豊平低濁) の経年変化 低水流量と水質(負荷量)の経年 変化
③負荷量	BOD T-N T-P	樋渡橋、乙房橋、岳下橋		—

※令和4年4月より大腸菌群数を削除し、新たに水質汚濁に係る環境基準として大腸菌数が追加された

2. 行動計画の達成度評価

2. 行動計画の達成度評価

■ 総括

- 近年、BODは、水質評価の地点のうち、岳下橋地点では超過している。しかし、他の地点では満足している。一方、大腸菌数は、水質評価4地点で増加している。引き続き、水質モニタリングを継続し、普及啓発を行う必要がある。
- ハード施策について、下水道整備等の生活排水対策は目標値に達していないため、引き続き施策を強化していく必要がある。エコファーマーは法改正により廃止となったため他の認証制度をモニタリングしていく必要がある。
- ソフト施策について、大淀川クリーン作戦等の河川清掃等の各モニタリング項目は全て取り組んでおり継続していく。
- 今後も引き続き、生活排水対策等のハード整備や水環境改善普及啓発等のソフト対策、かわまちづくり等の水辺環境整備を進めていく必要がある。

2. 行動計画の達成度評価

R7.2地域協議会資料より

1) 水質の評価結果

(1)水質

- ・達成すべき目標値は、BODでは樋渡橋、乙房橋、志比田橋で満足しているが、岳下橋ではやや超過している。
全窒素では、乙房橋、岳下橋では超過しているが、全リンは評価地点4地点全てで満足している。
- ・糞便性大腸菌群数、大腸菌数は、全地点で未達成であり、岳下橋が最も超過している。

(2)流量

- ・樋渡橋地点の低水流量は目標流量を経年的に上回っている。

●水質目標の達成状況検討方法

(1)水質

① 評価対象地点	岳下橋、志比田橋、乙房橋、樋渡橋
② 集計期間	新計画目標年度(令和5年)の単年 近5カ年(平成31(R1)～令和5年度)の平均値
③ 集計項目	各年度の75%値(BOD、T-N、T-P) 年平均値(糞便性大腸菌群数)
④ 評価方法	計画目標値と令和5年度集計値との比較 計画目標値と平成31(R1)～令和5年度の5カ年平均値との比較

(2)流量

① 評価対象地点	樋渡橋
② 集計期間	計画策定時(平成31年度[令和元年度])～近年(令和5年度)
③ 集計項目	各年の低水流量
④ 評価方法	各年の低水流量と目標流量との比較

2. 行動計画の達成度評価

R7.2地域協議会資料より

●水質の結果

- ・乙房橋では、全窒素ならびに糞便性大腸菌群が未達成であり、岳下橋は、全リン以外は未達成である。
- ・糞便性大腸菌群数は、全地点で未達成であり、岳下橋が最も超過している。

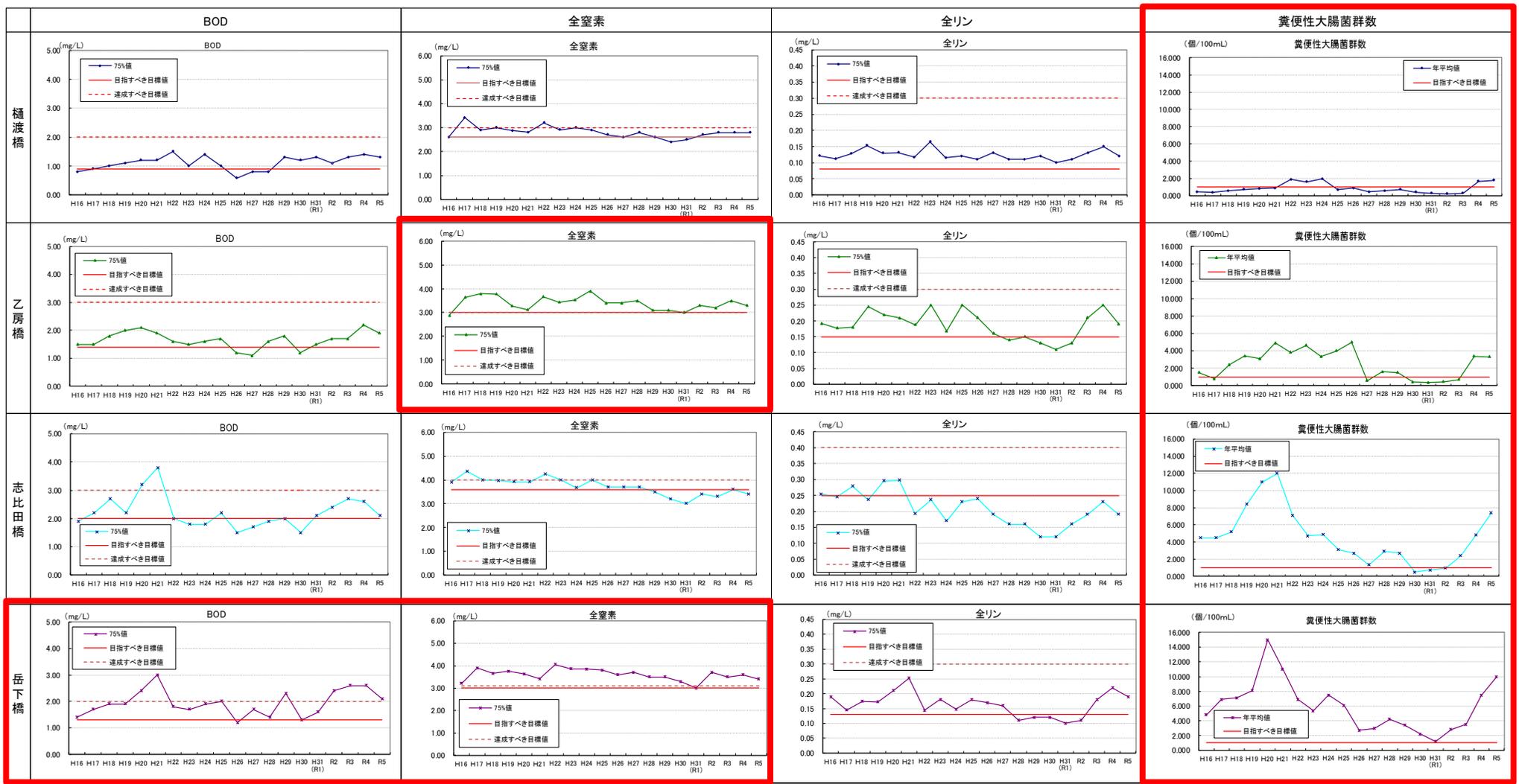
項目	集計期間	樋渡橋		乙房橋		志比田橋		岳下橋	
	環境基準指定類型	A類型		B類型		B類型		A類型	
BOD	達成すべき目標値	2.00	—	3.00	—	3.00	—	2.00	—
	R5年値	1.30	達成	1.90	達成	2.10	達成	2.10	未達成
	H31 (R1) ~R5 (平均値)	1.28	達成	1.80	達成	2.38	達成	2.26	未達成
全窒素	達成すべき目標値	3.00	—	3.00	—	4.00	—	3.00	—
	R5年値	2.80	達成	3.30	未達成	3.40	達成	3.40	未達成
	H31 (R1) ~R5 (平均値)	2.72	達成	3.26	未達成	3.34	達成	3.44	未達成
全リン	達成すべき目標値	0.30	—	0.30	—	0.40	—	0.30	—
	R5年値	0.12	達成	0.19	達成	0.19	達成	0.19	達成
	H31 (R1) ~R5 (平均値)	0.12	達成	0.18	達成	0.18	達成	0.16	達成
糞大腸菌	目指すべき目標値	1,000	—	1,000	—	1,000	—	1,000	—
	R5年値	1,800	未達成	3,300	未達成	7,400	未達成	10,000	未達成
	H31 (R1) ~R5 (平均値)	850	達成	2,020	未達成	3,260	未達成	6,340	未達成

出典：大淀川水系大淀川水環境改善緊急行動計画地域協議会 作業部会報告値 H31 (R1) ~R5

2. 行動計画の達成度評価

R7.2地域協議会資料より

●水質の結果



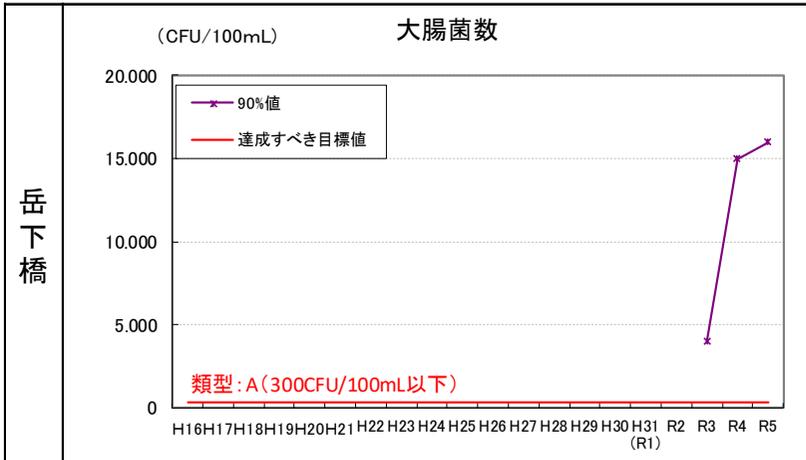
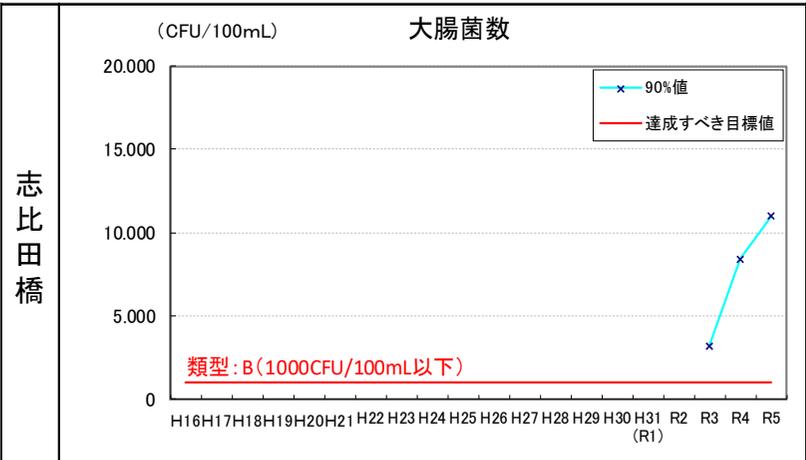
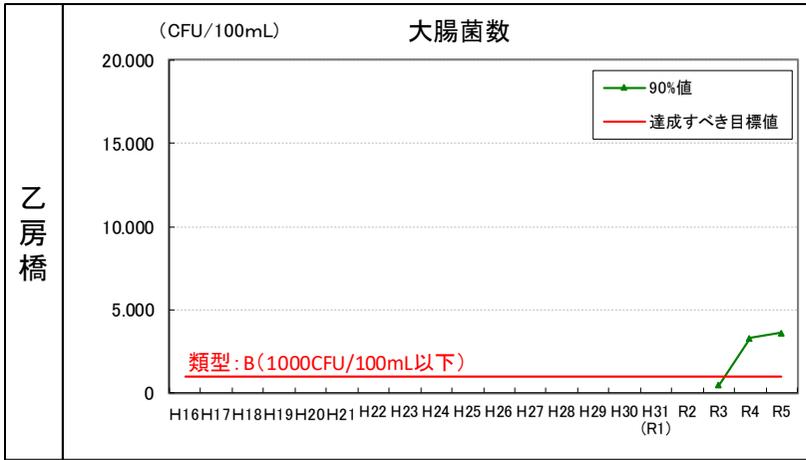
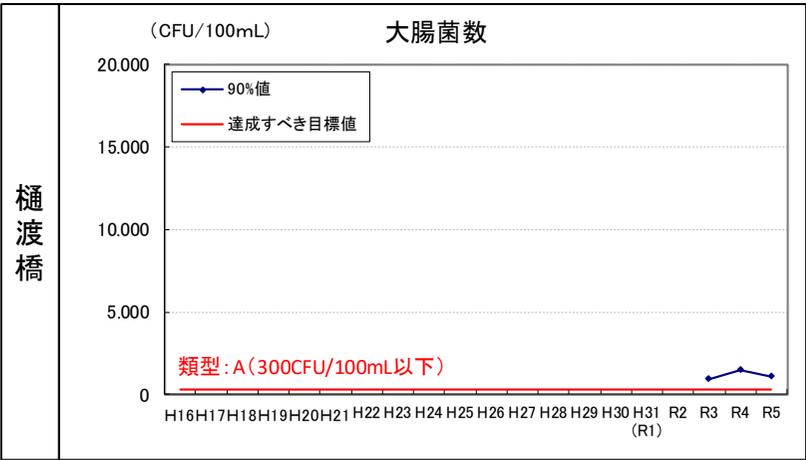
 未達成

2. 行動計画の達成度評価

R7.2地域協議会資料より

大腸菌数結果(本川)

・大腸菌数は、各地点とも達成すべき目標値(環境基準値)を超過している。



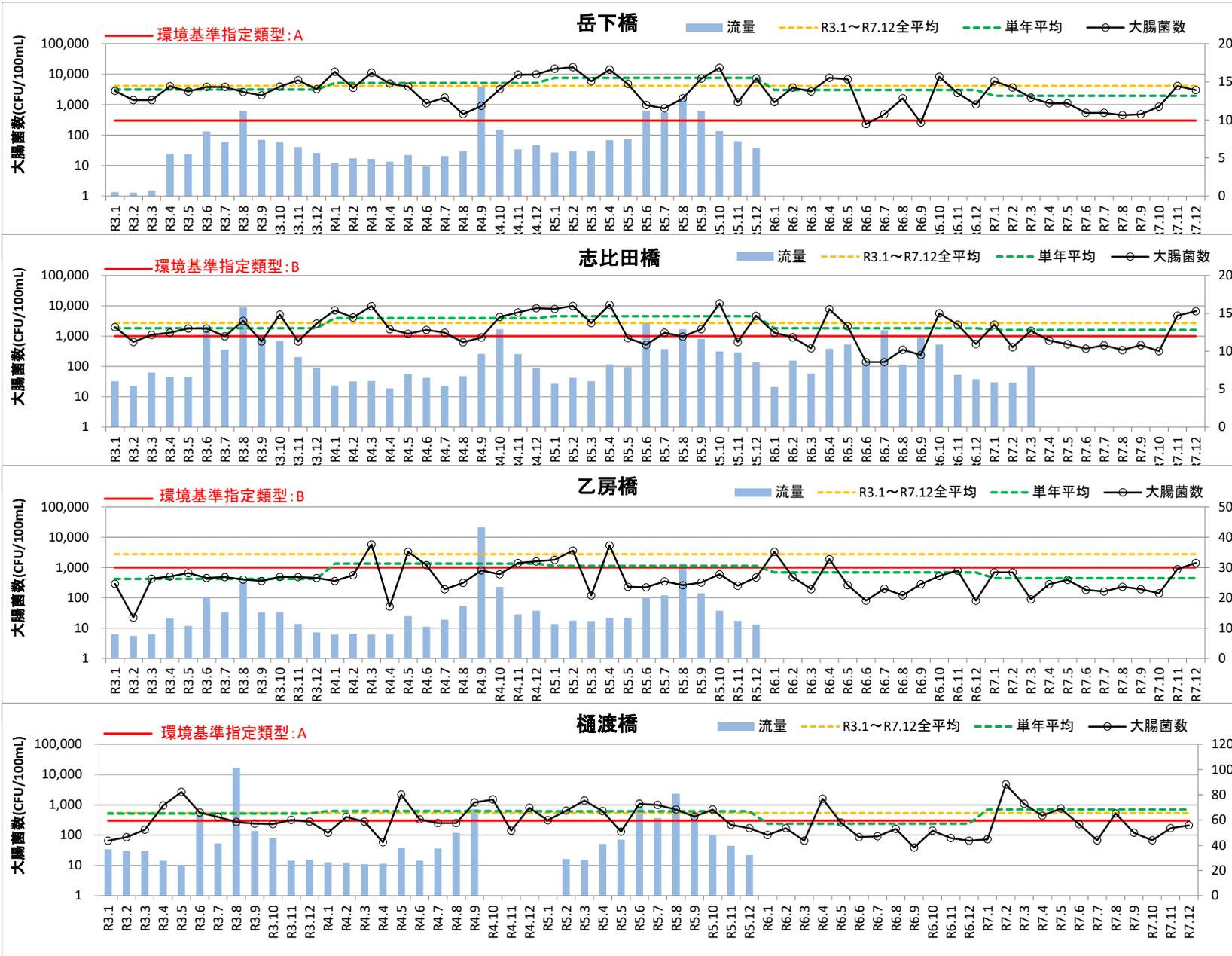
2. 行動計画の達成度評価

大腸菌数結果(本川 令和3年1月から令和7年12月)

・大腸菌数については近年、横ばい傾向である。

上流

下流



※令和7年度大腸菌数結果 宮崎河川国道事務所 河川定期水質調査(大淀川・小丸川)速報値

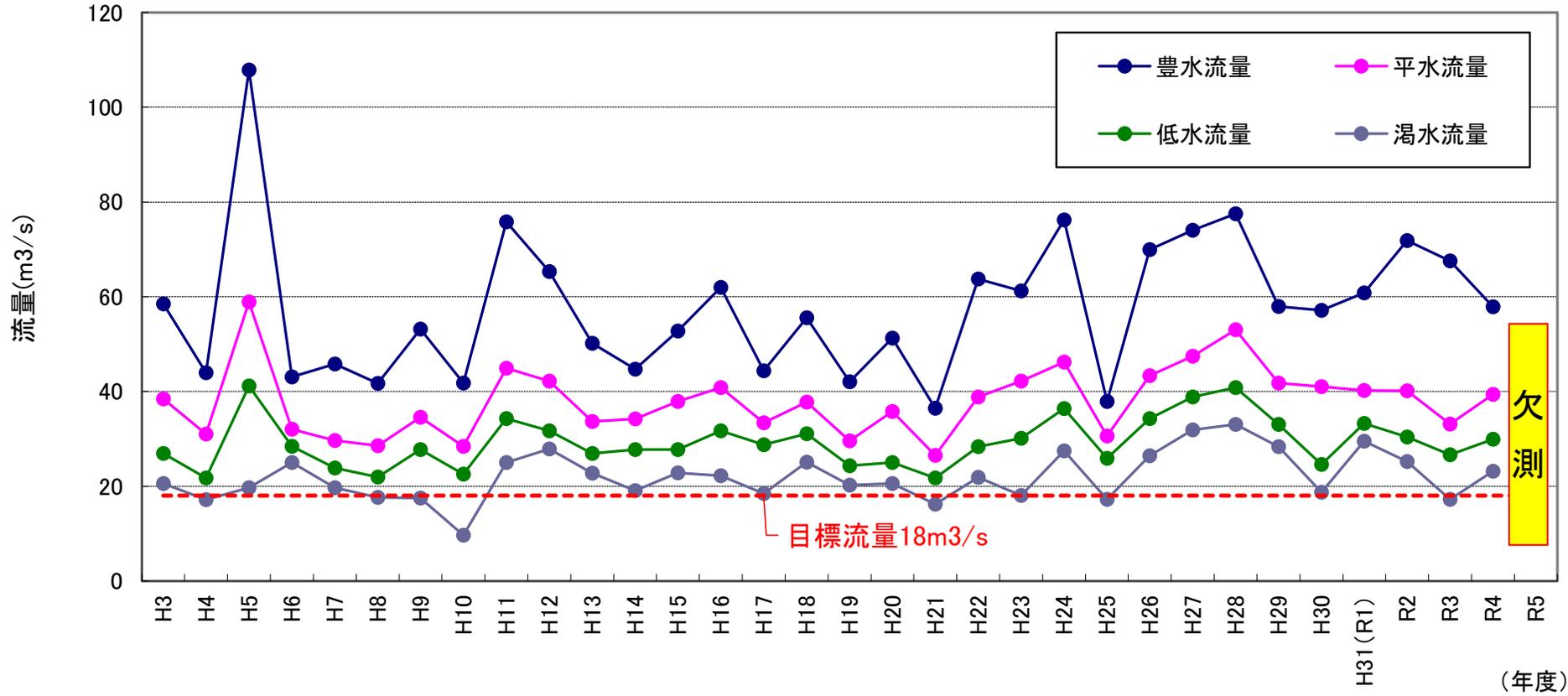
2. 行動計画の達成度評価

R7.2地域協議会資料より

● 流量の結果(樋渡橋)

・樋渡橋地点の低水流量は目標流量を経年的に上回っている。

年度別流量比較(樋渡橋)



R5年欠測
R4.9出水により水位計が損傷したことによる欠測期間が多かったため

出典：大淀川水系大淀川水環境改善緊急行動計画地域協議会 作業部会報告値 H31(R1)～R5

2. 行動計画の達成度評価

R7.2地域協議会資料より

2) 取組施策の進捗状況の評価

(1) 生活系排水対策結果

①下水道接続率の達成状況

・三股町、曾於市では下水道接続率の目標値に達成していない。都城市は達成している。

②施設別処理人口の達成状況

- ・下水道処理人口は、目標値に対しR5年時点の実績値は都城市、三股町とも整備は進んでいるものの、達成していない。曾於市は達成している。
- ・単独処理浄化槽人口とくみとり人口の割合は、目標値に対し、R5年時点の実績値は、三股町、曾於市は達成していない。

(2) その他の負荷削減策(家畜排泄、施肥、事業場排水)

①家畜排せつ物の適切処理化の徹底

・不適切処理頭数は、0頭であり達成している。

②施肥対策

- ・施肥体系の目標見直し品目数、土壌簡易診断の目標値、肥料低減技術導入、施肥の適正化については達成、リアルタイム診断では概ね達成している。
- ・エコファーマー認定制度は廃止、別制度へ移行

③事業場排水対策

- ・規制対象事業所への立ち入り検査および指導については、実績があり概ね達成している。
- ・行政措置、行政指導件数については、件数にばらつきがあるが、概ね達成している。

2. 行動計画の達成度評価

R7.2地域協議会資料より

・下水道処理人口は、目標値に対しR5年時点の実績値は**都城市、三股町とも整備は進んでいるものの、達成はしていない**。曾於市は達成している。
 ・**三股町、曾於市では下水道接続率の目標値に達成していない**。都城市は達成している。

(1) 生活系排水対策結果

① 下水道接続率の達成状況

施策メニュー	モニタリング項目	報告対象項目	目標(案)				
			自治体名	都城市	三股町	高原町	曾於市
①生活系排水対策	下水道・農業集落排水処理施設・合併浄化槽の整備状況	・下水道処理人口	R5	↑ 72,963人	↑ 13,030人	※2	↓ 4,000人
			目標値	74,750人	14,245人		4,000人
		・下水道普及率	R5	↑ 45%	↑ 51%	※2	→ 17%
			目標値	49%	59%		14%
		・単独処理浄化槽人口とくみとり人口の割合※1	R5	↓ 19%	→ 38%	↓ 34%	↑ 36%
			目標値	36%	20%	※3	10%
	下水道接続率	・下水道接続率	R5	→ 84%	→ 60%	※2	↑ 74%
			目標値	83%	75%		80%
	施設の維持管理	・合併浄化槽の法定検査実施率	R5	50%	50%	63%	未公開
			目標値	※4	※4	※4	※4
・下水道処理場、し尿処理場、農業集落排水処理場の処理水質		現状の水質を維持できるように管理を継続					

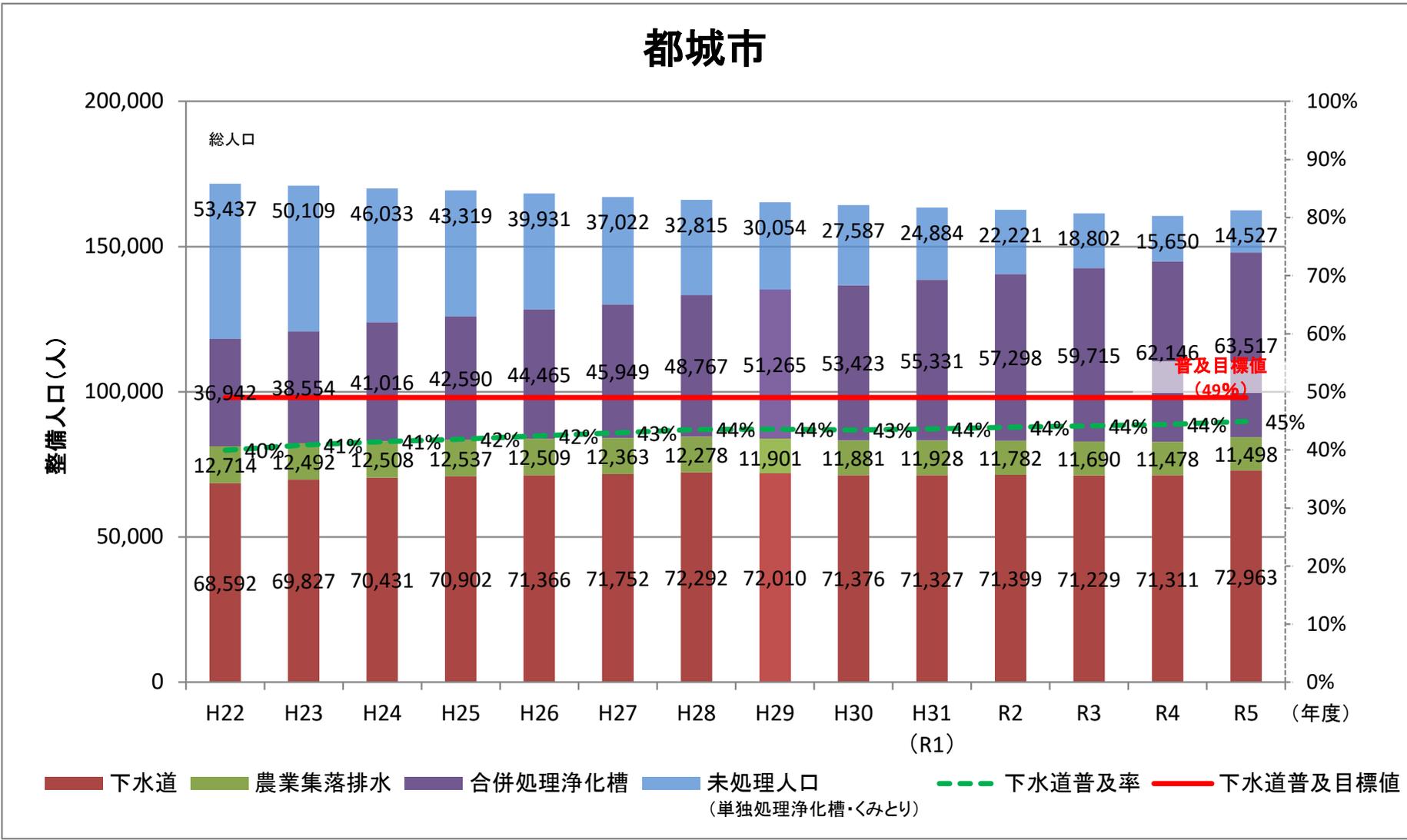
※1単独処理浄化槽人口とくみとり人口割合(%)=(単独処理浄化槽人口+くみとり人口)÷(合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口+くみとり人口)×100
 ※2下水道が整備されていないため該当なし
 ※3自治体としての目標値が設定されていない(第3回作業部会後の意見照会より)
 ※4浄化槽の法定検査実施は住民が行い、検査費用は個人負担であり、住民の高齢化も進んでおり、自治体としての目標設定は困難(第3回作業部会)
 ↑前年より増加、↓前年より減少

2. 行動計画の達成度評価

R7.2地域協議会資料より

・都城市は、普及目標値に達成していないものの、経年的に未処理人口は減少し、合併処理浄化槽人口は増加している。

②施設別処理人口の達成状況(下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽)



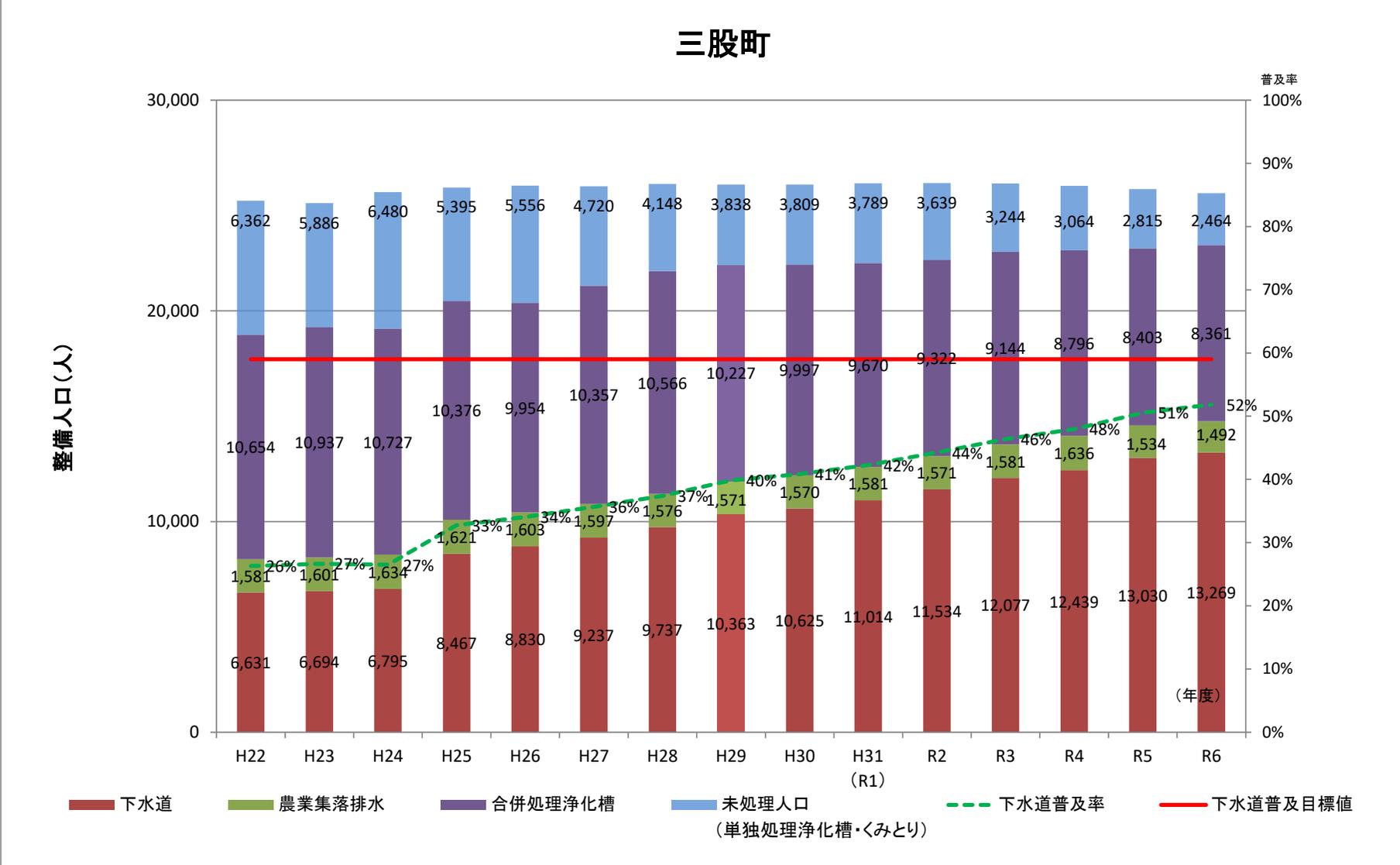
出典：大淀川水系大淀川水環境改善緊急行動計画地域協議会 作業部会報告値 H31(R1)～R5

2. 行動計画の達成度評価

R7.2地域協議会資料より

・三股町は、普及目標値に達成していないものの、経年的に未処理人口は減少し、下水道整備人口は増加している。

②施設別処理人口の達成状況(下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽)



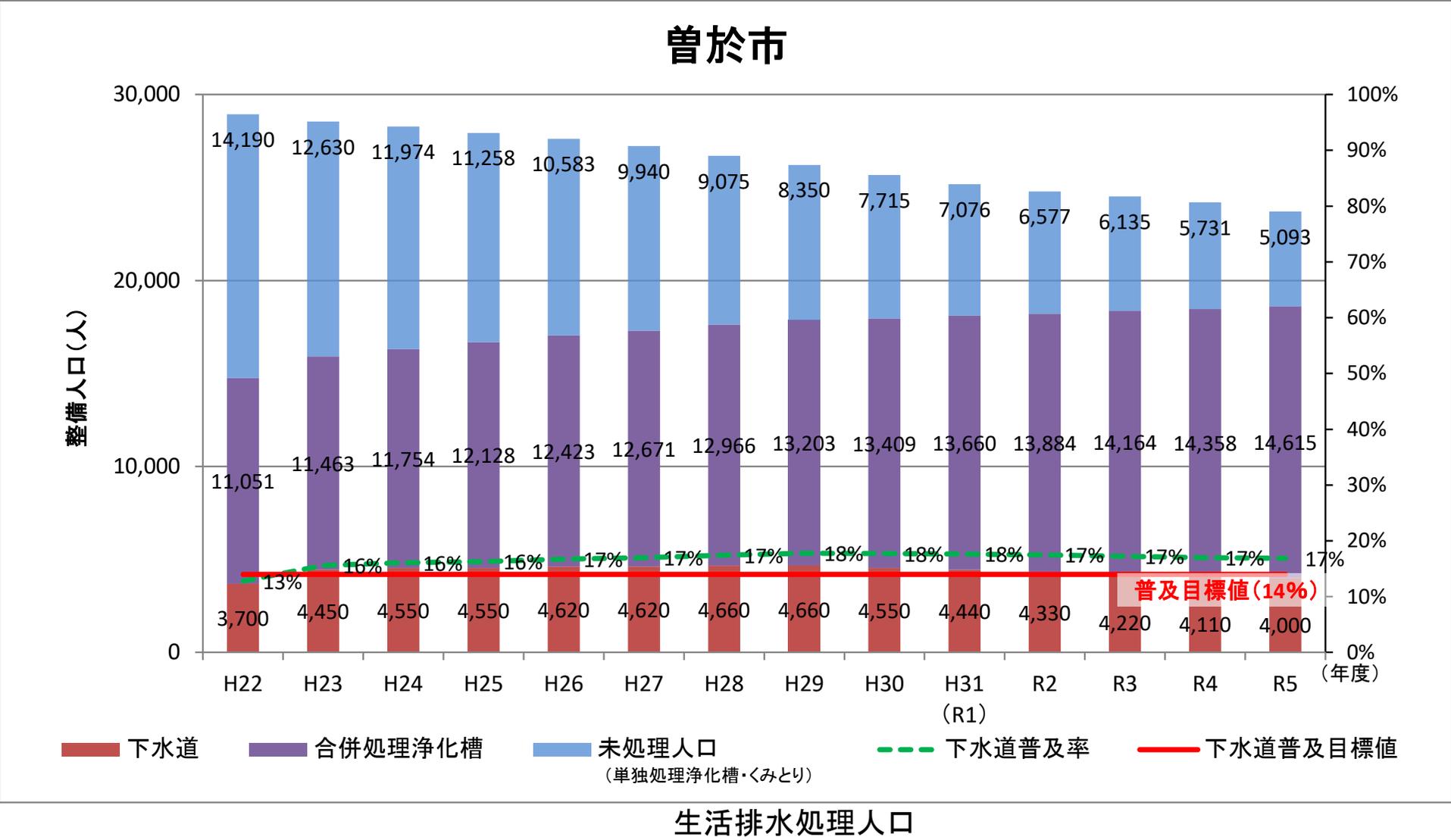
出典：大淀川水系大淀川水環境改善緊急行動計画地域協議会 作業部会報告値 H31(R1)～R5

2. 行動計画の達成度評価

R7.2地域協議会資料より

・曾於市は、普及目標値に達成している。経年的に未処理人口は減少し、合併処理浄化槽人口は増加している。

②施設別処理人口の達成状況(下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽)

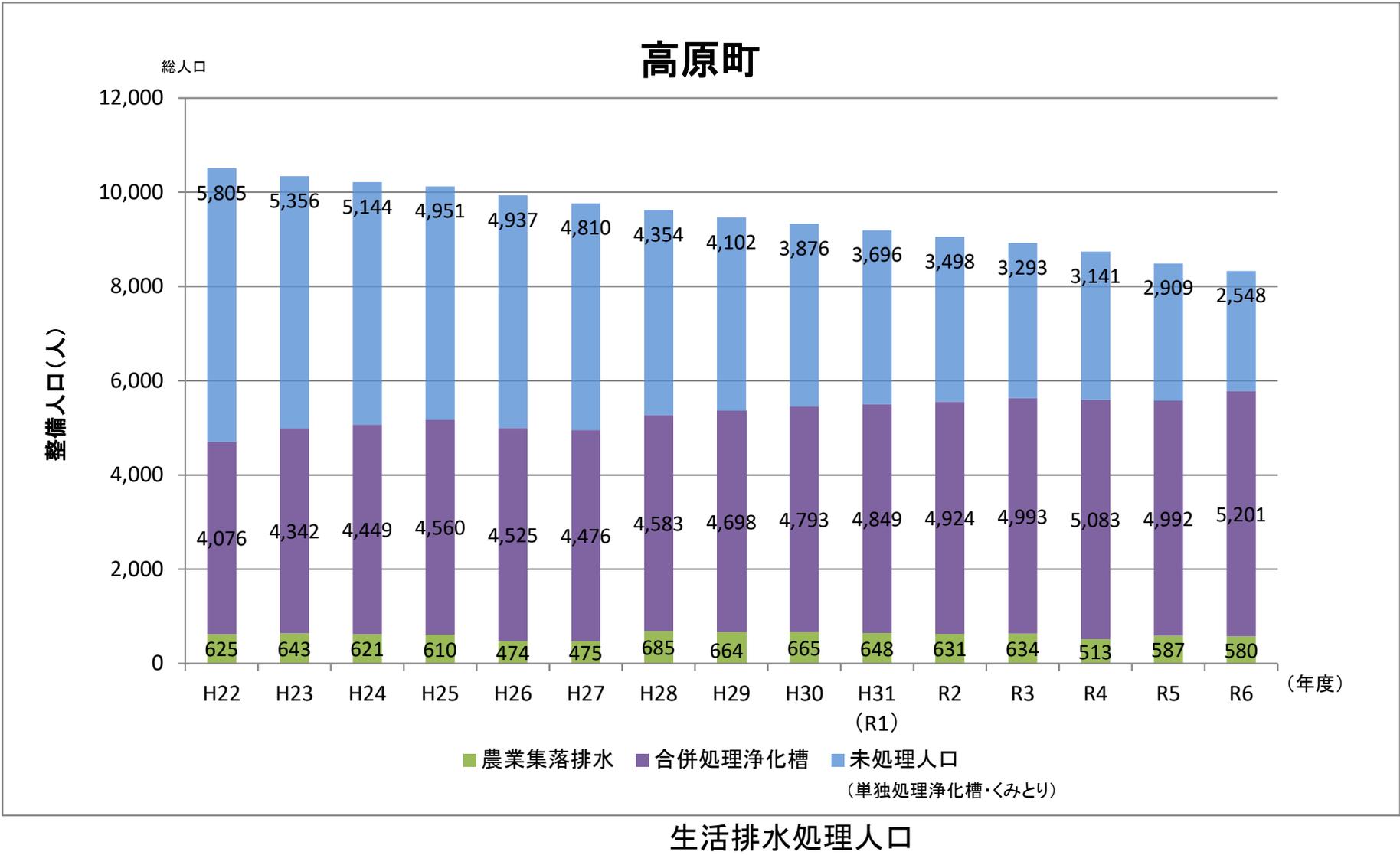


出典：大淀川水系大淀川水環境改善緊急行動計画地域協議会 作業部会報告値 H31(R1)～R5

2. 行動計画の達成度評価

・高原町では、経年的に未処理人口は減少し、合併処理浄化槽人口が増加している。

②施設別処理人口の達成状況(農業集落排水、合併処理浄化槽)



出典：大淀川水系大淀川水環境改善緊急行動計画地域協議会 作業部会報告値 H31 (R1)～R5

2. 行動計画の達成度評価

R7.2地域協議会資料より

③行動計画目標に対する現時点(R5)の評価(生活系排水対策の評価まとめ)

項目		行動計画目標	現時点(R5)の実施実績の評価
生活排水対策	①下水道処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備目標値 都城市：74,750人 三股町：14,245人 曾於市：4,000人 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備：流域全体の処理人口実績 都城市：72,963人 (未達成) 三股町：13,030人 (未達成) 曾於市：4,000人 (達成)
	②単独処理浄化槽人口と汲み取り人口の割合	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備目標値 都城市：36% 三股町：20% 曾於市：10% 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備目標値 都城市：19% (達成) 三股町：38% (未達成) 曾於市：37% (未達成)
	③下水道接続率	<ul style="list-style-type: none"> 接続率目標値 都城市：83% 三股町：75% 曾於市：80% 	<ul style="list-style-type: none"> 接続率目標値 都城市：83.5% (達成) 三股町：59.9% (未達成) 曾於市：74.1% (未達成)
	①～③の結果	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画目標の現時点(R5)の実施実績の評価は、未達成 ②の単独処理浄化槽人口と汲み取り人口の割合については、未達成 	

出典：大淀川水系大淀川水環境改善緊急行動計画地域協議会 作業部会報告値 H31(R1)～R5

2. 行動計画の達成度評価

R7.2地域協議会資料より

		行動計画目標	H31 (R1) ~R5の実施実績の評価
その他の負荷削減策	家畜排せつ物対策	<ul style="list-style-type: none"> 家畜排せつ物の処理形態別頭数減少 各施設の処理水質、処理水量減少 	<ul style="list-style-type: none"> 不適切処理頭数は牛、豚、馬とも0頭 (達成) 排出負荷量原単位 (g/頭/日) 相当以下 (達成)
	施肥対策	<ul style="list-style-type: none"> 施肥体系の目標見直し品目数、土壌診断の目標件数 土壌簡易診断・リアルタイム診断の目標件数 化学肥料低減技術の目標導入品目数 エコファーマー認定者数の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 施肥体系の目標見直し品目数、土壌の簡易診断件数 (達成) 土壌簡易診断・リアルタイム診断 (達成) 化学肥料低減技術の導入品目数 (達成) エコファーマー認定制度は廃止、別制度へ移行
		<ul style="list-style-type: none"> 施肥の適正化の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 施肥の適正化の指導 (達成)
	事業場排水対策	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法の排水規制の遵守 規制対象事業場への立入検査および指導の実施 立入調査目標値：対象流域内の事業場合計で150件以上とする 行政指導件数目標値：前年度よりは減少させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法の排水規制の遵守 (－) * 規制対象事業場への立入検査および指導の実施実績有り (達成)、行政措置・指導実施 (達成) 立入調査件数 (概ね達成) 行政指導件数 (概ね達成)

*：達成、未達成の評価設定なし

2. 行動計画の達成度評価

3) R7.2地域協議会での委員および自治体からの主な意見

指摘事項・意見		回答・意見
合併処理浄化槽の転換状況について	都城市	・都城市の合併処理浄化槽への転換の取組として、 <u>市のホームページや市の広報誌による周知、また個別訪問を行った。転換への補助金もあることから効果があったと考える。(⇒普及・啓発、補助制度)</u>
目標値未達成であった理由についての意見	都城市	・都城市の下水道処理人口の目標未達成は、H29年時点のR5年人口予測(74,750人)に基づいていたが、 <u>実際の人口が72,963人と予測を下回ったためと考えられる。</u>
	三股町	・三股町は人口増加により下水道普及率が未達成となった。現在は <u>処理施設の維持管理を優先</u> しており、R8年度までに整備完了予定。完了後、 <u>下水道整備人口の拡大を図る方針</u> である。また、 <u>浄化槽の接続・転換も個人負担となり課題があるが推進していく構え</u> である。(⇒普及・啓発)
	曾於市	・H31年の未処理人口目標は死亡・転出も含めて算出され、下水道や合併処理浄化槽人口を考慮すべきだった。整備目標値は10%に設定され、鹿児島県の低い目標値も参考にされた。汲み取り人口の未達成は、補助金があっても自己負担が大きく転換が進まなかったことや、居住実態のない契約の残存が要因と考えられる。 ・ <u>接続率未達成の要因は、補助金による負担軽減がなく、浄化槽の方が安価な世帯が多いためと考えられる。</u> 現在は下水道への切り替えを促進しており、今後の下水道人口の増加が見込まれている。(⇒補助制度の拡充)

2. 行動計画の達成度評価

3) R7.2地域協議会での委員および自治体からの主な意見

指摘事項・意見		回答・意見
水質等の要因分析への意見	宮崎大学杉尾名誉教授	<ul style="list-style-type: none">・法定検査の補助制度がない現状では、法定検査率の向上は現実的ではないと考えられる。そのため、まずは<u>補助制度の創設について検討することが重要である。</u>(⇒補助制度の拡充)・地区全体が単独処理浄化槽である場合には、市町村を対象とした浄化槽整備の進め方について検討することが適当である。宮崎県内でも市町村設置型の整備手法が実施されており、こうした制度の活用も検討すべきではないかと考える。
	宮崎大学鈴木教授	<ul style="list-style-type: none">・この清流ルネッサンスⅡ協議会の取組により、<u>大淀川のBOD75%値が3.0mg/L以下となったことは、大きな成果である</u>と考える。なお、岳下橋については基準値を超過しているが、これは水質類型の指定が他と異なることも一因である。・懸念は<u>大腸菌数が高いこと。対策は法定検査を行い、消毒処理を行えば減少するため、いかに法定検査率を上げていくことが課題である。</u>
	市民・NPO団体	<ul style="list-style-type: none">・<u>排水基準の適用対象とならない小規模な畜産業が水質に影響している可能性はないのか。</u>・下水道接続している世帯は上下水道料金を払っている。単独処理浄化槽は、下水道料金が発生しないため、単独処理浄化槽の世帯には課税するなどをしないと水質は改善されないとされる。
	曾於市	<ul style="list-style-type: none">・令和3年まで市町村設置型浄化槽転換を進めたが、<u>転出増加等で収益性が問題となり廃止</u>。その後は浄化槽を住民に無償譲渡したが、環境面では有効でも財政的には課題があった。
	鹿児島県	<ul style="list-style-type: none">・鹿児島県では単独処理浄化槽の検査頻度を4年に2回から、3回に改定し、法定検査率75%を目指している。<u>この効率化検査により、料金を下げ、検査基数を増加することができる。</u>漏水などの状態の悪い浄化槽は特定毀損単独処理浄化槽として強い指導を行うが、<u>経済的理由で検査が困難な世帯もあり、長期的な推進が必要である</u>と考える。(⇒補助制度の拡充)

3. 行動計画の変更

3. 行動計画の変更

(1) ハード施策

- 生活排水対策のうち、下水道関連の目標は未達成であった。今後の、下水道計画、社会情勢を踏まえた下水道関連の目標値の見直し、合併処理浄化槽等の目標の新規設定等、項目・目標値について検討する。
- その他の負荷削減策について、家畜排せつ物対策のうち、家畜1頭あたりの排出負荷量は、ある程度の知見が得られたこと、近年、新たなデータが取得されていないため廃止する。また、エコファーマー認定制度は法改正により廃止となったため、他の認証制度(みどり認定)とする。

■ 現行のハード施策目標 (H31年2月行動計画書p15抜粋)

施策メニュー	モニタリング項目	報告対象項目	目標(案)					出典
			自治体名	都城市	三股町	高原町	曾於市	
①生活系排水対策	下水道・農業集落排水処理施設・合併浄化槽の整備状況	・下水処理人口	現状(H29)	72,010人	10,363人		4,660人	市町提供データ
			目標値	74,750人	14,245人		4,000人	公表値(県・市HP)
		・下水道普及率	現状(H29)	44%	40%		12%	市町提供データ
			目標値	49%	59%		14%	公表値(県・市HP)
		・単独処理浄化槽人口とくみとり人口の割合	現状(H28)	40%	41%	52%	48%	公表値(環境省)
			目標値	36%	20%	—	10%	—
	下水道接続率	・下水道接続率	現状(H29)	81%	56%		69%	市町提供データ
			目標値	83%	75%		80%	—
	施設の維持管理	・合併浄化槽の法定検査実施率	現状(H28)	48%	50%	56%	未公開	市町提供データ
			目標値	—	—	—	未公開	—
		・下水道処理場、し尿処理場、農業集落排水処理場の処理水質	現状の水質を維持できるように管理を継続				—	
②その他の負荷削減策	家畜排せつ物対策	家畜排せつ物の処理形態別頭数	不適切処理頭数0頭を維持				—	
		家畜排せつ物処理施設の維持管理状況	各施設の処理水質、処理水量				排出負荷量原単位(g/頭/日)相当以下	—
	施肥対策	環境保全型農業の普及状況	・施肥体系の見直し品目数	現状	累計24品目(H29)			市町提供データ
				目標値	5品目			H22清ルネ設定
			・土壌の簡易診断	現状	1,376件(H29)			市町提供データ
				目標値	570件/年			H22清ルネ設定
			・リアルタイム診断件数	現状	162件/年(H29)			市町提供データ
				目標値	150件/年			H22清ルネ設定
			・化学肥料低減技術導入品目数	現状	53品目(H29)			市町提供データ
				目標値	4品目/年			H22清ルネ設定
	・エコファーマー認定者数	現状	231人(H29)			市町提供データ		
		目標値	638人			H22清ルネ設定		
	事業場排水対策	排水規制対象事業場に対する立入調査結果	・立入調査結果(水質、排水量)	現状	166件/年(H29)			県提供データ
				目標値	150件/年 以上			実績から設定
・行政指導件数			現状	19件/年(H29)			県提供データ	
			目標値	前年度よりは減少させる			実績から設定	

※単独処理浄化槽人口とくみとり人口割合(%)=(単独処理浄化槽人口+くみとり人口)/(合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口+くみとり人口)×100

3. 行動計画の変更

(1) ハード施策 ①生活系排水対策

	行動計画書 (H31年2月)	改定後	変更理由、設定根拠
生活系排水対策	下水道普及率 (%)	下水道普及率 (%)	現況、社会情勢、下水道計画等を踏まえて設定する
	単独処理浄化槽人口とくみとり人口の割合 (%)	未普及 (単独処理浄化槽+くみとり) 率 (%)	県から国への報告は未普及率が一般的であるため
	—	合併処理浄化槽普及率 (%)	現況、社会情勢を踏まえて新規設定する
	下水道接続率 (%)	下水道接続率 (%)	現況、社会情勢、下水道計画等を踏まえて設定する
	合併処理浄化槽の法定点検実施率 (%)	浄化槽 (単独+合併) の法定検査実施率 (%)	用語の適正化 現況、社会情勢を踏まえて設定する
	下水処理場、し尿処理場、農業集落排水処理場の処理水質	下水処理場、し尿処理場、農業集落排水処理場の処理水質	現状の水質を維持できるように管理を継続を踏襲する

赤字: 変更

3. 行動計画の変更

(1)ハード施策 ②その他の負荷削減策

	行動計画書(H31年2月)	改定後	変更理由、設定根拠
家畜排せつ物対策	家畜別の処理形態別頭数(頭)	家畜別の処理形態別頭数(頭)	不適切処理頭数0頭を維持 を踏襲する
	各施設の処理水質、処理水量	—(廃止)	排出負荷量原単位は、知見が得られたこと、新たなデータが取得されていないため廃止
	—	苦情による訪問件数	家畜排せつ物は、大腸菌数増加の一要因であり今回新規設定する
施肥対策	施肥体系の見直し品目数(品目/年)	施肥体系の見直し品目数(品目/年)	現況、農業政策を踏まえて設定
	土壌の簡易診断(件/年)	土壌の簡易診断(件/年)	現況、農業政策を踏まえて設定
	リアルタイム診断件数(件/年)	リアルタイム診断件数(件/年)	現況、農業政策を踏まえて設定
	化学肥料低減技術導入品目数(品目/年)	化学肥料低減技術導入品目数(品目/年)	現況、農業政策を踏まえて設定
	エコファーマー認定者数(人)	みどり認定者数(人)	エコファーマー認定は令和4年7月1日に廃止。一方、みどり認定は令和4年7月1日から施行されたため項目を変更する
事業場排水対策	立入調査結果(水質、排水量)(件/年以上)	立入調査結果(水質、排水量)(件/年以上)	現況を踏まえて設定する
	行政指導件数(件/年)	行政指導件数(件/年)	前年度よりは減少させる を踏襲する

赤字:変更

3. 行動計画の変更

■フォローアップ計画 ハード施策目標入力様式

改定前

施策メニュー	モニタリング項目	報告対象項目	目標(案)					出典	
			自治体名	都城市	三股町	高原町	曾於市		
①生活系排水対策	下水道・農業集落排水処理施設・合併浄化槽の整備状況	・下水処理人口(人)	現状(H29)	72,010	10,363	設定なし	4,660	市町提供データ	
			目標値	74,750	14,245		4,000	公表値(県・市HP)	
		・下水道普及率	現状(H29)	44%	40%		12%	市町提供データ	
			目標値	49%	59%		14%	公表値(県・市HP)	
		・単独処理浄化槽人口とくみとり人口の割合	現状(H28)	37%	41%		52%	48%	市町提供データ
			目標値	36%	20%		—	10%	—
	下水道接続率	・下水道接続率	現状(H29)	81%	56%	設定なし	69%	市町提供データ	
			目標値	83%	75%		80%	—	
	施設の維持管理	・合併浄化槽の法定点検実施率	現状(H28)	48%	50%	56%	未公開	市町提供データ	
			目標値	—	—	—	未公開	—	
		・下水処理場、し尿処理場、農業集落排水処理場の処理水質	現状の水質を維持できるように管理を継続				—		
②その他の負荷削減策	家畜排せつ物対策	家畜排せつ物の処理形態別頭数	・家畜別の処理形態別頭数				不適切処理頭数0頭を維持		—
		家畜排せつ物処理施設の維持管理状況	・各施設の処理水質、処理水量				排出負荷量原単位(g/頭/日)相当以下		—
	施肥対策	環境保全型農業の普及状況	・施肥体系の見直し品目数	現状	累計24品目(H29)			市町提供データ	
				目標値	5品目			H22清ルネ設定	
			・土壌の簡易診断	現状	1,376件(H29)			市町提供データ	
				目標値	570件/年			H22清ルネ設定	
			・リアルタイム診断件数	現状	162件/年(H29)			市町提供データ	
				目標値	150件/年			H22清ルネ設定	
	・化学肥料低減技術導入品目数	現状	53品目(H29)			市町提供データ			
		目標値	4品目/年			H22清ルネ設定			
		・エコファーマー認定者数	現状	231人(H29)			市町提供データ		
			目標値	638人			H22清ルネ設定		
事業場排水対策	排水規制対象事業場に対する立入調査結果	・立入調査結果(水質、排水量)	現状	166件/年(H29)			県提供データ		
			目標値	150件/年 以上			実績から設定		
		・行政指導件数	現状	19件/年(H29)			県提供データ		
			目標値	前年度よりは減少させる			実績から設定		
③家庭内での対策	家庭内排水対策の普及状況	・取組み状況に関するアンケート	—				—		

廃止

廃止

※単独処理浄化槽人口とくみとり人口割合(%)=(単独処理浄化槽人口+くみとり人口)/(合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口+くみとり人口)×100

赤字:変更

3. 行動計画の変更

■フォローアップ計画 ハード施策目標入力様式

改定後

施策メニュー	モニタリング項目	報告対象項目	目標(案)					出典		
			自治体名	都城市	三股町	高原町	曾於市			
①生活系排水対策	下水道・農業集落排水処理施設・合併浄化槽の整備状況	・下水道普及率(%)	現状(R6)	45%	52%	—	17%	市町提供データ		
			目標値(R12)	45%	65%	—	15%	—		
		・未普及(単独処理浄化槽+くみとり)率(%)	現状(R6)	6%	10%	32%	33%	市町提供データ		
			目標値(R12)	3%	5%	11%	29%	—		
	・合併処理浄化槽普及率(%)	現状(R6)	42%	33%	62%	49%	市町提供データ			
		目標値(R12)	45%	27%	83%	54%	—			
	下水道接続率	・下水道接続率(%)	現状(R6)	83.6%	60%	—	75%	市町提供データ		
			目標値(R12)	84%	60%	—	79%	—		
	施設の維持管理	・浄化槽(単独+合併)の法定検査実施率(%)	現状(R6)	52%	51%	65%	67%	県市提供データ		
			目標値(R12)	—	75%	80%	70%	—		
・下水道処理場、し尿処理場、農業集落排水処理場の処理水質						現状の水質を維持できるように管理を継続	—			
②その他の 負荷削減策	家畜排せつ物対策	家畜排せつ物の処理適正化	・家畜別の処理形態別頭数					不適切処理頭数0頭を維持	—	
		家畜排せつ物対策	現状(R6)	6	0	4	9	市町提供データ		
	施肥対策	環境保全型農業の普及状況	・施肥体系の見直し品目数	現状(R6)	5	※設定値は、現状を把握していないため、設定できない	※設定値は、現状を把握していないため、設定できない	把握なし	市町提供データ	
				目標値(R12)	6			—	実績から設定	
			・土壌の簡易診断	現状(R6)	0			341	市町提供データ	
				目標値(R12)	27			300	実績から設定	
			・リアルタイム診断件数	現状(R6)	把握なし			—	把握なし	—
				目標値(R12)	—			—	—	—
			・化学肥料低減技術導入品目数	現状(R6)	16			—	把握なし	市町提供データ
				目標値(R12)	6			—	—	実績から設定
・みどり認定者数(人)	現状(R6)	0	1	0	2	県提供データ				
	目標値(R12)	20	—	—	3	実績から設定				
事業場排水対策	排水規制対象事業場に対する立入調査結果	・立入調査結果(水質、排水量)	現状(R6)	158件/年(R6) (うち、畜産農場 75件)			県提供データ			
			目標値(R12)	150件/年 以上 (うち、畜産農場 20件)			実績から設定			
		・行政指導件数	現状(R6)	36件/年(R6) (うち、畜産農場 19件)			県提供データ			
			目標値(R12)	前年度よりは減少させる			実績から設定			
③家庭内での対策	家庭内排水対策の普及状況	・取組み状況に関するアンケート					—			

新規

新規

新規

赤字: 変更

3. 行動計画の変更

(2) ソフト施策

- ソフト施策のうち、水辺空間の整備・河川環境の維持、**家庭内での対策**、水資源涵養機能保全策、情報拠点の整備について、各行政機関や住民団体等で実施されており、目標水準を満足している。
- **施策進捗のための啓発活動、環境学習等、関係機関の連携による啓発活動推進**、モニタリングについて、各行政機関、住民団体等で実施されており、目標水準を満足している。
- 従来の水質調査とあわせた水生生物調査、魚類調査、五感を使った水辺環境調査等、自然環境について学ぶ機会にもなり「生態系サービス」普及啓発の一部を担っている。
- 水質調査によるモニタリング等の項目では、各機関や協力団体による独自の水質調査を実施し、監視を強化している。
- 情報拠点の整備について、宮崎河川国道事務所HPの更新、生活排水対策リーフレットを配布している他、不法投棄看板を作成・設置している。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するための普及啓発チラシや法定検査の実施。
- **生活排水、家畜排せつ物処理、施肥、事業場等の負荷源のパトロール、指導の実施。**

⇒ソフト施策の各モニタリング項目は全て取り組まれており、今後も継続していく。

3. 行動計画の変更

(2) ソフト施策(モニタリング報告対象項目)

施策メニュー	モニタリング項目	報告対象項目	目標水準(案)
①水辺空間の整備・河川環境の維持	河川整備	・水辺環境整備の実施	適宜
	河川浄化	・水質浄化活動	適宜
	河川清掃活動	・住民による河川清掃の実施箇所数	1河川1箇所
②家庭内での対策	【家庭内活動】 各家庭での負荷削減対策	・廃油の回収活動 ・家庭内における水質保全活動（三角コーナー、洗剤の減量、食器のふき取り、風呂水再利用など）	—
③水資源涵養機能保全策	植林活動推進、森林の適正管理	・植樹本数	—
④情報拠点の整備	HPによる環境情報の収集や配信（水質の見える化マップ、水質や臭いの気になる情報や状況写真の投稿） 集会場などの場の提供	・HPの開設 ・場所の提供	—
⑤施策進捗のための啓発活動	【行政指導と付帯する啓発活動】 生活排水対策、家畜排せつ物対策、施肥対策、事業場対策等	・生活排水対策、家畜排せつ物対策、施肥対策、事業場対策に関する巡回指導及び指導件数、指導内容 ・年1回排水月間に啓発活動を行う。	・特定事情場の届け出（新規の把握） ・全体にチラシを配布する
⑥環境学習等	【環境学習会の開催】 親水施設等を利用した活動、大淀川環境大学、学習会の開催等	・五感を活用した環境学習などの開催の件数及び内容（参加人数など）	五感を使った水環境調査：— (H29年実績：17回)
⑦関係機関の連携による啓発活動推進	【住民団体を主とする啓発活動】行動計画のフォローアップ、環境学習会開催、イベント実施等の情報発信	・広報活動の実施件数	—
⑧モニタリング結果	水質分析によるモニタリング等	・水質調査の実施	27地点
	簡易調査、感覚的指標項目	・調査の実施	1河川2箇所

3. 行動計画の変更

(3) 水質

行動計画書 (H31年2月)	改定後	変更理由、設定根拠
糞便性大腸菌群数※	大腸菌数	生活環境の保全に関する環境基準のうち大腸菌群数が大腸菌数へ見直されたこと（施行日令和4年4月1日）、H31年2月行動計画p6を踏まえて、目標水質項目の糞便性大腸菌群数は廃止して大腸菌数へ変更する。
大腸菌数 (環境基準値)	大腸菌数 (目指すべき目標値： 環境基準値(90%値)、 達成すべき目標値 (90%値ただし、5月 ～10月の期間)	目指すべき目標値は、環境基準値とする。 達成すべき目標値は、カヌー等の水辺利用が多い5月～10月において環境基準を満足させる。

赤字: 変更

※糞便性大腸菌群数の廃止にともないモニタリング項目からも削除する。(R8.1から調査不要)

変更項目	(環境基準値)	目指すべき目標値	達成すべき目標値
	大腸菌数(90%値) (CFU/100mL)	大腸菌数(90%値) (CFU/100mL)	大腸菌数(90%値) (CFU/100mL)
	1年間	1年間	5月～10月
樋渡橋	300	300	300
乙房橋	1000	1000	1000
志比田橋	1000	1000	1000
岳下橋	300	300	300

3. 行動計画の変更

(3) 水質

- 目標とする水質環境の達成・改善状況に関しては、水質及び水量の毎年の調査結果によりモニタリングする
- 作業部会で情報を集約・共有を図り、水質汚濁防止対策連絡協議会及び地域協議会へ報告する。
- モニタリング地点はフォローアップ地点と環境基準点とする。

改定前

項目	内容	備考
水質調査項目(計4項目)	BOD、T-N(全窒素)、T-P(全リン)、 糞便性大腸菌群数	
河川水質モニタリング地点	27地点	フォローアップ報告地点及び 環境基準点
フォローアップ報告地点 (本川と支川の流末地点)	上記のうち16地点	本川7地点と支川流末9地点



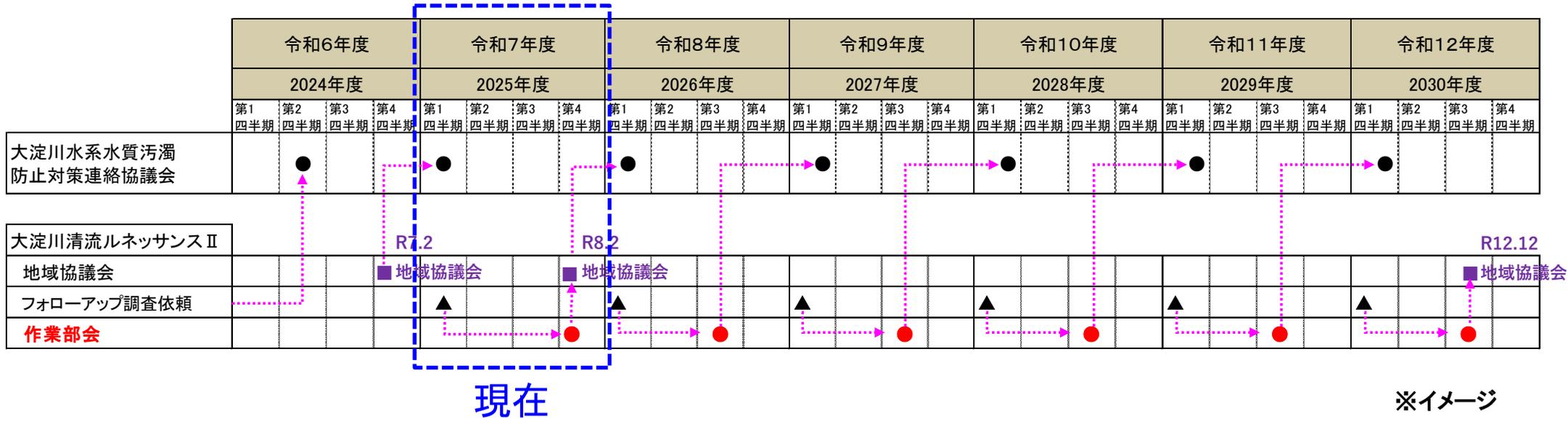
改定後

項目	内容	備考
水質調査項目(計4項目)	BOD、T-N(全窒素)、T-P(全リン)、 大腸菌数	
河川水質モニタリング地点	27地点	フォローアップ報告地点及び 環境基準点
フォローアップ報告地点 (本川と支川の流末地点)	上記のうち16地点	本川7地点と支川流末9地点

赤字: 変更

3. 行動計画の変更

- 行動計画(平成31年12月)では、令和5年度が最終計画目標年度としており、令和6年度の地域協議会で達成度評価を行った結果、継続することが決定した。令和7年度は行動計画を改定する。
- 令和8年度以降もフォローアップを継続し、5年を目途に地域協議会で評価する。



出典: 地域協議会資料(平成31年2月)を改変